

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する 規則の解釈等の一部改正案及びこれに対する意見募集の実施について —標準応答スペクトルの規制への取り入れ—

令和3年1月20日
原子力規制庁

1. 概要

標準応答スペクトル¹の規制への取り入れについて、これまでの原子力規制委員会における議論の結果を踏まえ、原子力規制庁において改正案を取りまとめたので、改正案及び意見募集の実施について議論いただきたい。

2. 改正案の概要

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）及び「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」（以下「ガイド」という。）等²について、「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」の策定に当たって、留萌地震及び標準応答スペクトルを用いた評価を要求するよう改正することとしたい（改正案は別紙1及び別紙2のとおり。）。

通例、解釈等の基準には、満たすべき性能を提示し、その性能を達成するための方法については事業者自らサイトに適したものを検討させることとしている。今回の改正案においては、これまでの審査の経験及び経緯を踏まえ、規制当局自らが開発した標準応答スペクトル（令和元年8月28日第24回原子力規制委員会の資料3別添1）を基に「震源を特定せず策定する地震動」を策定する手法について、審査実績のある留萌地震を基に「震源を特定せず策定する地震動」を策定する手法と併せて求めること（令和元年9月11日第28回原子力規制委員会において了承）として、要求事項として解釈に具体的に内容を記載した。なお、解釈の冒頭に規定しているとおり、設置許可基準規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、別の手法についても許容する。

また、令和2年3月23日の原子力規制委員会で示した改正イメージからの主な変更点は以下のとおり。

【別紙1関係】

- 「震源を特定せず策定する地震動」の策定方針に、「地域性を考慮する地震動」の策定に係る記載を追加（審査実務の明確化）（別表第1第4条5三③等）
- 「加工施設」、「試験研究の用に供する原子炉等」、「使用済燃料貯蔵施設」及び「廃棄物管理施設」の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈において、「実用発電用原子炉」と同趣旨の経過措置を明記（別紙1附則第2条及び第3条を準用する趣旨の規定を置く。）（別表第4、第5、第6及び第7）

¹ 「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果において「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」として取りまとめた標準応答スペクトルをいう。

² 「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」、「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」

【別紙 2 関係】

- 別紙 1 別表第 1 第 4 条 5 三②に規定されている、「全国共通に考慮すべき地震動」の策定において用いる知見そのものの妥当性確認を要しない旨を追記（別表 4.2〔解説〕（3））
- 4.2.2（3）に記載していた、応答スペクトルに基づいて模擬地震動を作成する場合の確認事項を「基準地震動の策定」に関する箇所へ移動（記載場所の適正化）（別表 5.2（3））

※なお、改正前ガイドⅢ、附則中の「本ガイドは、今後の新たな知見と経験の蓄積に応じて、それらを適切に反映するよう見直していくものとする。」については、原子力規制委員会マネジメント規程（令和元年12月18日）第46条³で規則等の定期的な見直しを規定しているため削除。

3. 意見募集の実施

以上の改正案について了承いただければ、別紙 1 について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づく意見募集を実施することとしたい。

また、別紙 2 についても、行政手続法に定める命令等に該当するものではないが、任意の意見募集を実施することとしたい。

4. 経過措置の考え方及び改正後の手続

（1）経過措置の考え方

本件の改正に伴い必要となる経過措置の考え方については、令和 2 年 3 月 23 日の原子力規制委員会において次のとおり確認されている（参考 1 の⑦参照）。

- これまでの審査の知見及び今般の事業者からの意見聴取を踏まえ、改正前の基準に基づく基準地震動の審査状況にかかわらず、改正後の基準の施行から設置変更許可まで 3 年間の経過措置期間を設ける。なお、現に改正後の基準に適合している状態である施設は特段の手続は不要であるため、（2）の確認プロセスを設ける。
- 新規基準適合性審査中の事業者は、上記の設置変更許可に係る経過措置期間中であれば、現在審査中の申請を補正して改正後の基準に適合することを示してもよいし、改正前の基準により新規基準適合性審査に係る許可を受けた後に別の設置変更許可申請を行うことにより改正後の基準に適合することを示してもよい。
- また、工事計画認可及び使用前確認に係る経過措置期間については改正後の基準に基づく設置変更許可の審査が進み、各施設への影響の詳細や工事の規模・見通し等が明らかになった時点で、全施設一律の終期（確定日）を定める。
- なお、改正後の基準に適合するための手続き以外の審査・検査案件については、従来の基準改正案件と同様に、設置変更許可、工事計画認可及び使用前確認それぞれの経過措置期間中は、それぞれ改正前の基準を適用して審査等の手続を行う。

³「原子力規制委員会は、その所掌事務を遂行するため制定又は策定する規則、規程その他の文書等について（中略）定期的に見直し、必要な改定を行うものとする。」

(2) 改正後の申請手続等

本件の改正に伴い必要となる申請手続の考え方については、令和2年3月23日の原子力規制委員会において次のとおり確認されている（参考1の⑥参照）。なお、この方針は、基準改正に係る委員会決定を行う際に併せて決定し、事業者に文書で通知することとしたい。

- 事業者が申請を不要と考える施設については、改正後の基準の施行後3か月以内に、申請が不要であることを説明する文書を原子力規制委員会に提出することを事業者を求める。
- この文書の提出があった施設については、原子力規制委員会委員及び地震・津波審査部門の職員を中心とした公開の会合で申請要否について審議し、審議結果を原子力規制庁から原子力規制委員会に報告する。その上で、原子力規制委員会として申請を不要としてよいか判断する。
- 申請が不要と判断されなかった原子力施設（事業者が上記文書を提出しなかった施設を含む。）については、標準応答スペクトルによる評価を行う方針及びそれに基づいて行った評価結果を記載する内容の設置変更許可申請（又は現在審査中の申請の補正）を、改正後の基準の施行後9か月以内に行うよう求める。この申請がなされない場合には、報告徴収命令その他の必要な対応を検討する。

5. 今後の予定

- 意見募集の実施 令和3年1月21日（木）から2月19日（金）まで（30日間）
- 原子力規制委員会への結果報告及び解釈等の改正 令和3年3月頃

<資料一覧>

- 別紙1 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について（案）
- 別紙2 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイドの一部改正について（案）
- 参考1 これまでの経緯
- 参考2 全国共通に考慮すべき「震源を特定せず策定する地震動」に関する検討 報告書
- 参考3 「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果を受けた事業者からの意見聴取結果及びこれを踏まえた基準の改正方針について 一部抜粋